

令和7年3月28日

「令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価」等の運用に係る 特例措置について

国は、労働市場の実勢価格を適切に反映するとともに、社会保険への加入徹底の観点から、必要な法定福利費相当額を反映させた、「令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「新労務単価」という。）及び「令和7年3月から適用する設計業務委託等技術者単価（以下「新技術者単価」という。）を決定・公表しました。

さらに、国では、令和7年3月1日以降に契約を締結する工事のうち、旧労務単価を用いて予定価格を積算した工事について、受注者が、新労務単価に基づく契約に変更するための協議を発注者に請求することができるよう、特例措置を定め、各自治体においても、これを参考に適切な運用に努めるよう要請しています。

中央区においても、この要請を踏まえ、新労務単価及び新技術者単価に係る特例措置を別紙のとおり定めたので、お知らせします。

受注者の皆様には、この趣旨をご理解いただき、工事請負契約の契約金額が変更された場合は、下請企業との間で締結している請負契約の金額の見直し等を行い、新労務単価の上昇を踏まえた技能労働者への賃金水準の引上げ及び法定福利費相当額（事業者負担分及び労働者負担分）を適切に含んだ額での下請契約とされるよう、より一層の徹底をお願いします。

【問合せ先】

総務部経理課契約係

03-3546-5258

1 措置の概要

2に定める工事の受注者は、工事請負契約書第49条の規定により、旧労務単価に基づく契約を新労務単価に基づく契約に変更するための契約金額の変更の協議を区に対し請求することができる。

2 具体的な取扱い

- (1) 令和7年3月1日以降に契約を締結する工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものについては、次の方式により変更後の契約金額を算出する。ただし、変更協議が整う前に支払手続が済んでいる場合は、この取扱いの対象外とする。

$$\text{変更後の契約金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ次を表すものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

k ：当初契約の落札率

- (2) 過去に発注した工事のうち、令和7年3月1日現在工期中のもので、かつ、事業者からの協議申請を受けた日から2か月以上工期が残っている工事については、工事請負契約書第21条第8項（インフレスライド条項）を適用する。

なお、インフレスライド条項については、別に定める運用に基づき行う。

- (3) 新技術者単価についても(1)を準用する。

3 請求期限

2(1)による契約金額の変更協議の請求期限については、工期が令和6年度内の工事の場合は工期末までとし、それ以外の工事の場合は契約を締結した日から2か月以内とする。

※ 変更協議を請求する場合は、別添（様式）により速やかに行うこと。